

- 後任者の任期は前任者の在任期間とする。
- 第10条 総会は年1回とし会長が召集する。 (附 則) を経て定めることができる。
2. 臨時総会、役員会、評議員会は会長が必要に応じ招集するものとする。 この規約は昭和52年7月19日より施行する。
3. 総会の開催に当っては会長が評議員会にはかつて総会長を委嘱する。 改正 昭和54年4月
- 第11条 本学会の経費は会費および日本赤十字社の 昭和46年11月
- 支出金その他寄附金をもってこれにあたる 昭和60年8月
- ものとする。 平成3年9月
- 第12条 会費の額は別に定める。 平成14年9月
- 第13条 本学会の会計年度は、毎年4月1日より翌 平成16年11月
- 年3月31日までとする。 (適用は平成19年4月1日) 平成19年6月1日
- 第14条 総会において発表された研究内容、その他 平成24年10月16日
- 会務については機関誌上において掲載する 平成26年4月1日
- ものとする。 平成27年10月4日
- 第15条 この規約に定めるもののほか、本学会の運 平成28年5月6日
- 営に関する必要な事項は、評議員会の議決 平成29年4月1日

## 細 則

### 日 本 血 液 事 業 学 会 名 誉 会 員

- 第1条 日本血液事業学会規約第4条(3)に定める名誉会員候補者は、次の基準によるものとする。
- (1) 過去に総会長経験者であること。
- (2) 学会運営に特に顕著な功労があった者。
- 第2条 名誉会員は、評議員会に出席し、本学会に対して助言することができる。ただし、議決権を有しない。
- 第3条 名誉会員が学術研究発表のための総会に参加する場合、参加費および会員交年会費を免除する。
- 第4条 名誉会員は、年会費を免除する。また学会誌を贈呈する。

(附 則)

この細則は平成14年9月10日より施行する。

改正 平成27年10月4日